

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	県道菅谷寄居線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字富田字南柏田一四九番一 地先から 同郡同町大字富田字南柏田一二三番三地先 まで
供用開始の期日	令和八年三月二十三日
備考	令和六年十月二十五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六九・六〇メートル